

一般社団法人C l a y t e a m定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人C l a y t e a m（クレイチーム）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、多くの分野・業種が連携し、情報を共有化すると共に、サステナブル社会の実現を志向し、素材の組成・機能・形状を活かしたものづくりを進め、先進的・高付加価値材料並びに関連技術の成果普及と市場形成を図ることを目的とする。この法人はまた、地域経済を持続的に強化する生産性向上、イノベーションの原動力となる専門家を輩出する人材育成、創造的なアイデアの創成とプロジェクトの支援などによってわが国のイノベーション創出に貢献し、関連分野の交流を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 先進的・高付加価値材料に関する技術指導
- (2) 先進的・高付加価値材料に関する技術移転の推進
- (3) 先進的・高付加価値材料に関する情報の収集と調査及びその普及
- (4) 先進的・高付加価値材料に関するサンプルライブラリーの構築とサンプルライブラリーに関する情報の提供
- (5) 先進的・高付加価値材料に関するセミナー等の開催
- (6) 先進的・高付加価値材料に関する標準化関連活動及び認証
- (7) 展示会出展及び広報活動
- (8) 産学官連携推進活動
- (9) 人材育成活動
- (10) 産業財産権に関する指導
- (11) イベント企画運営及び出版活動
- (12) その他、この法人の目的を達成するために必要な事項

2 前項第1号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 個人会員：この法人の目的及び事業の遂行に賛同し入会した個人

(2) 法人会員：この法人の目的及び事業の遂行に賛同し入会した法人並びにこれらの者を構成員とする団体

(3) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人並びにこれらの者を構成員とする団体

(4) 特別会員：法人その他の団体もしくは個人としてこの法人に協力し、理事長により指定されたもの

2 前項の会員のうち個人会員および法人会員をもって正会員とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」とする。）上の社員とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）

(2) 反社会的勢力が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められる者

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、別に定めた入会申込書により理事長に申し込み、理事長の承認があった時に会員になることができる。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として、その権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び当該事業年度以後の毎年、会員は会費規程において定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡し、又は失踪宣告を受けた時。

(2) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。

(3) 会費納入が滞り、催促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除

名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 総会

(構成)

第10条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人法に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 役員がこの法人に対する損害賠償責任の免除
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 総会は、定時総会として特別な場合を除き、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会の決議をもって必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の事由を示して請求があったとき。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会を招集するには、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

3 第12条第2項第2号の規定により請求があったときは、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び残余財産の処分

(3) 合併

(4) 会員の除名

(5) 事業の全部、又は重要な一部の譲渡

(6) 役員がこの法人に対する損害賠償責任の免除

(7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、出席した正会員全員が選任議案の一括決議に同意した場合には、この限りではない。なお、理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理による議決権の行使)

第17条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合は、その正会員の使用人又は他の正会員でなければ、代理人となることができない。

2 正会員は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

3 前2項により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した出席理事2名以上は、前項の議事録に記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上とする。

(2) 監事1名以上2名以内とする。

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち2名を副理事長とし、そのうちの1名を筆頭副理事長とする。

4 第2項の理事長及び第3項の筆頭副理事長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員および特別会員の中から選任する。

2 理事会の決議により、理事の中から理事長1名を選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事は、この法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総

会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。理事は総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって解任できる。監事は総会において、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、解任できる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員および非常勤役員のケースに応じて、社員総会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第26条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事長の推薦により、任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、1日当たり10万円を超えない範囲で、理事会において別に定める報酬などの支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、筆頭副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行う事ができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 輸出管理

(輸出管理)

第43条 会員はこの法人において提供又は開示（以下、あわせて本条において「提供等」という。）を受けた貨物、情報及び資料（複製物を含む。）を、輸出又は外国における提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。）の1（3）サ①、②又は③に該当する居住者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

第11章 知的財産権

(知的財産権の帰属等)

第44条 会員間において開示される情報は、秘密として取り扱う義務を負わないものとし、会員は、本事業で得た情報を自己の事業活動に使用し、他の会員に開示することができる。ただし、会員間において、別途秘密保持契約などの契約締結により秘密保持義務が課され、その当事者間で秘密の情報が特定され開示を受けた場合の当該情報の取扱については、この限りではない。

2 会員は、共有する知的財産権が 実用化されるときは、実施契約を別途締結する。

(秘密保持契約)

第45条 会員は、この法人の事業において秘密情報を開示しようとする場合は、別途秘密保持契約を締結する。

第12章 分科会

(分科会)

第46条 この法人の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

第13章 事務局

第47条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。